

# J I S マーク 認証手数料 (開示No.11)

## 1. 初回適合性評価手数料

1.1 申込金 (申請時に請求致します。但し、認証決定後に初回適合性評価手数料に充当します。  
100,000円)

1.2 初回適合性評価手数料 (認証決定後に、申込金を差引いた額を請求致します。)

区分	料金	備考	
工場 審査料	1 認証 1 工場	400,000円	(例1)
	1 認証 複数工場	上記 1 認証 1 工場の料金に加算 200,000円/1 工場	1 認証1工場、製品アイテム数2点の場合 400,000+5,000x2=410,000円
	認証する 製品アイテム毎 課金	5,000円/製品 1 アイテム毎(工場毎)	(例2) 1 認証2工場、製品アイテム数10点の場合 400,000+200,000+5,000x10=650,000円
	延長審査料 再審査料	10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1 時間未満は繰り上げ)	・現地審査を7時間/日を超えて延長した場合 (後日に繰り越した場合を含む) ・後日再審査を実施した場合 (審査員数は、原則 2 名とする)
製品試験料	別途見積 (JTТАの受託試験手数料に準ずる)	立会試験による17025適合性調査がある場合には、5,000円/試験項目・試験場所数を加算	
製品サンプリング料	10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1 時間未満は繰り上げ)	現地審査日以外の日に製品サンプリングを行う場合のみ (審査員数は、2 名又は 1 名とする)	
認証登録料	70,000円		
旅費・日当等	7. 旅費・日当等 による		

## 2. 定期認証維持審査手数料 (認証維持決定後に請求致します。)

区分	料金	備考	
工場 審査料	1 認証 1 工場	250,000円	(例1)
	1 認証 複数工場	上記 1 認証 1 工場の料金に加算 150,000円/1 工場	1 認証1工場、製品アイテム数2点の場合 250,000+3,000x2=256,000円
	認証維持する 製品アイテム毎 課金	3,000円/製品 1 アイテム毎(工場毎)	(例2) 1 認証2工場、製品アイテム数10点の場合 250,000+150,000+3,000x10=430,000円
	延長審査料 再審査料	10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1 時間未満は繰り上げ)	・現地審査を7時間/日を超えて延長した場合 (後日に繰り越した場合を含む) ・後日再審査を実施した場合 (審査員数は、原則 2 名とする)
製品試験料	別途見積 (JTТАの受託試験手数料に準ずる)	立会試験による17025適合性調査がある場合には、5,000円/試験項目・試験場所数を加算	
製品サンプリング料	10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1 時間未満は繰り上げ)	現地審査日以外の日に製品サンプリングを行う場合のみ (審査員数は、2 名又は 1 名とする)	
旅費・日当等	7. 旅費・日当等 による		

### 3. 臨時認証維持審査手数料（認証維持決定後に請求致します。）

（品質管理体制の変更届（組織の変更、品質管理責任者の変更、社内規格の変更（JIS改正に伴う変更を含む）、技術的生産条件の変更等）による臨時審査、その他の事由による臨時審査）

区分	料金	備考
工場審査料	書面審査料 30,000円 (ただし、JISに適合しなくなるおそれのないときは、課金しない。)	品質管理実施状況説明書の変更を含む。 複数の届出書を同一日に受理した場合には、まとめて1件の受付として処理する。
	現地審査料 10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1時間未満は繰り上げ)	(審査員数は、原則2名とする)
製品試験料	別途見積 (JTТАの受託試験手数料に準ずる)	立会試験による17025適合性調査がある場合には、5,000円/試験項目・試験場所数を加算
製品サンプリング料	10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1時間未満は繰り上げ)	現地審査日以外の日に製品サンプリングを行う場合のみ (審査員数は、2名又は1名とする)
認証書・契約書更新発行手数料	6. 認証書・契約書更新・再発行手数料による	認証書・契約書を更新する場合のみ
旅費・日当等	7. 旅費・日当等による	

(注) 臨時認証維持審査手数料は、その審査及びレビュー・決定を、定期認証維持審査又は認証範囲の追加、変更又は縮小申請に係る審査及びレビュー・決定と同時に行った場合、重複する部分の手数料は請求しません。

### 4. 認証範囲の追加、変更又は縮小に係る手数料（認証の追加、変更又は縮小決定後に請求致します。）

（申請による認証に係る工場、JISの種類、又は製品アイテム（製品の仕様）の追加・変更・縮小）

区分	料金	備考
工場審査料	基本料金 30,000円 + 下記①～③を加算	縮小だけの申請の場合には課金しない。
	① 工場の追加・変更 200,000円/1工場	縮小する工場については課金しない。
	② 成形方法及び吸水率による種類の追加・変更 30,000円/1種類	工場の追加・変更に伴う場合には課金しない。 縮小する種類については課金しない。
	③ うわぐすりの有無による種類の追加・変更 50,000円/1種類	工場の追加・変更に伴う場合には課金しない。 縮小する種類については課金しない。
	現地審査料 10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1時間未満は繰り上げ)	(審査員数は、原則2名とする)
追加・変更する製品アイテム毎課金	5,000円/製品1アイテム毎(工場毎)	縮小するアイテムについては課金はしない
製品試験料	別途見積 (JTТАの受託試験手数料に準ずる)	立会試験による17025適合性調査がある場合には、5,000円/試験項目・試験場所数を加算
製品サンプリング料	10,000円/人・時 x 現地審査時間 x 審査員数 (1時間未満は繰り上げ)	現地審査日以外の日に製品サンプリングを行う場合のみ (審査員数は、2名又は1名とする)
認証書・契約書更新発行手数料	6. 認証書・契約書更新・再発行手数料による	
旅費・日当等	7. 旅費・日当等による	

(注) 認証範囲の追加、変更又は縮小に係る手数料は、その審査及びレビュー・決定を、定期認証維持審査に係る審査及びレビュー・決定と同時に行った場合、重複する部分の手数料は請求しません。

**5. 認証登録維持手数料**（毎年、初回認証決定月にご請求致します。）

- 5.1 1工場 50,000円/年  
 5.2 複数工場 上記金額に加算 10,000円/年・工場

**6. 認証書・契約書更新・再発行手数料**（申請者の事由による更新又は再発行の場合）

- 6.1 JISマーク表示認証書 10,000円/1回  
 6.2 認証契約書 10,000円/1回  
 6.3 管理契約書 10,000円/1回

**7. 旅費・日当等**

## 7.1 交通費

出張拠点（認証業務事務所又は審査員出発地）から目的地までの往復に係る次の(1)～(4)の合計額。

- (1)公共交通機関等の運賃。（目的地の最寄り駅から、バス等の公共交通機関の利用が困難で、やむを得ずタクシーを利用する場合の実費を含む。また、経費・所要時間など合理的である場合の特急料金及び指定席料金を含む。）  
 (2)自動車使用料 JTТАが直線距離の区分ごとに定めた算定走行距離に50円/kmを乗じた額。  
 (3)有料道路通行料金  
 (4)駐車料金

## 7.2 審査員日当（審査員出発地から目的地までの片道移動距離に応じて適用）

- 50km以下 15,000円/人日  
 50km超 100km以下 20,000円/人日  
 100km超 200km以下 20,000円/人日（前・後日に移動する場合の加算 10,000円/人日）  
 200km超 20,000円/人日（前・後日に移動する場合の加算 20,000円/人日）

## 7.3 宿泊費（審査員出発地から目的地までの片道移動距離が100km超の場合で、前・当日に宿泊する場合）

10,000円/人・泊

**<備考>**

- この料金表には消費税が含まれておりませんので、別途請求します。
- 表中の「アイテム」とは、「品名別、形状別及びその他の仕様別に分類した製品」であり、「(申請書別添1) JISマーク表示認証申請 製品一覧表」の各行に掲げる製品とします。
- ロット認証の場合は、「1. 初回適合性評価手数料」を準用します。
- 手数料は、請求書受領後7日以内に指定口座にお振り込み下さい。振込料は、申請者のご負担をお願いします。
- 申請を受理した後に申請の取り下げがあった場合でも、申込金の返還はできません。なお、審査の過程で申請者から文書による申請の取り下げの申し出があった場合や、申請者の都合又は申請者の責に帰すべき事由により審査の中止・続行不能、認証契約締結の不履行等があった場合は、それまでに実施した認証業務に要した手数料を請求します。
- 審査に基づき、不認証又は認証不継続を決定した場でも、それまでに実施した認証業務に要した手数料を請求します。
- 試験をJTТАの試験所で実施する場合の試験用サンプルの送料は、申請者の負担とします。
- 製品試験は、工場毎・種類毎の実施を原則とします。
- 認証契約書第6条第3項(2)～(4)の規定に基づく臨時認証維持審査の場合には、3. 臨時認証維持審査手数料に準じて請求します。
- 異なる申請者の現地審査を連続日で開催した場合で旅費・日当等を節約した場合には、妥当な負担割合により費用を案分して請求します。
- 定期認証維持審査を規定の3年毎(36ヶ月毎)より前倒して実施する場合には、次の計算式によって得た額(百円未満の端数は切り捨てる。)を工場審査料から減額します。  

$$\text{減額} = [\text{工場審査料} (1 \text{ 認証} 1 \text{ 工場及び} 1 \text{ 認証複数工場) の規定額] / 36(\text{ヶ月}) \times \text{前倒し月数}(\text{ヶ月})$$
 (ただし、前倒し月数は、1ヶ月に満たない部分は切り捨てる。)  
 (例) 1認証1工場の事業者が、定期認証維持審査を6ヶ月前倒した場合  

$$\text{減額} = 250,000\text{円} / 36(\text{ヶ月}) \times 6(\text{ヶ月}) = 41,600\text{円}$$

**<改訂履歴>**

平成24年 5月 1日 事務所移転に伴い、<旅費・日当等>「1. 交通費」の記述を改訂した。  
 (注)の内容を「1. 交通費」の(2)に記載した。

平成26年 9月 12日 タイトルの“<陶磁器質タイル JISA 5209>”の表記を削除。

平成27年 9月 3日 <一般認証>1.2初回認証審査料、1.3認証登録料において、旧JIS制度に基づく認定工場の場合の料金の記載を削除。

備考において、海外での審査に関する記載の一切を削除。

2018年 9月 1日 手数料額の全面改定。備考の文章・文言の整理。  
この改定は、2019年4月1日以降の申請・届出分より適用する。